「デジタル時代における郵政事業の在り方に関する懇談会」開催要綱(案)

### 1 目 的

全ての経済社会活動においてデジタル化が加速する中、郵政事業が、中長期的なユニバーサルサービスの維持を図りつつ、新たな時代に対応した多様かつ柔軟なサービス展開、業務の効率化等を通じ、国民利用者の利便性向上や地域社会への貢献を推進する観点から、日本郵政グループに対する提言をとりまとめるとともに、必要な環境整備について検討を行うことを目的として、本会を開催する。

### 2 名 称

「デジタル時代における郵政事業の在り方に関する懇談会」と称する。

### 3 検討内容

- (1) AI×データ時代 (Society5.0) における郵政事業の在り方
- (2) SDGs (持続可能な開発目標) / ESG (環境・社会・ガバナンス) と郵政事業
- (3) 地方自治体、地域金融機関等と連携した住民サービスの一層の向上(地方創生)
- (4) 郵政事業におけるコンプライアンスの強化
- (5) 郵政事業の持続的成長に必要な環境整備
- (6) その他

#### 4 運 営

- (1) 本会は、総務大臣の懇談会として開催する。
- (2) 本会の構成員は別紙のとおりとする。
- (3) 本会に、総務大臣があらかじめ指名する座長を置く。
- (4) 座長は、必要があると認めるときは、座長代理を指名することができる。
- (5) 座長代理は座長を補佐し、座長不在のときには座長に代わり本会を招集する。
- (6) 座長は、必要に応じて、構成員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (7) 座長は、必要に応じ、本会の下で分科会等を開催することができる。
- (8) 分科会等の構成員及び運営に必要な事項については、座長が定めるところによる。
- (9) その他、本会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

### 5 議事の取扱い

- (1) 本会の会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより当事者又は 第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が必 要を認める場合については、非公開とする。
- (2) 本会の会議で使用した資料については、原則として総務省のホームページに掲載 し、公開する。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並び に公共の利益を害する虞がある場合その他座長が必要を認める場合については、非 公開とする。
- (3) 本会の会議については、原則として議事要旨を作成し、総務省のホームページに 掲載し、公開する。

## 6 開催期間

本会は、令和2年11月から令和3年6月頃までを目途として開催する。

### 7 庶 務

本会の庶務は、情報流通行政局郵政行政部郵便課が、企画課その他郵政行政部関係課室と連携して行う。

# 「デジタル時代における郵政事業の在り方に関する懇談会」構成員

### 【構成員】

(敬称略、座長及び座長代理を除き五十音順)

(座長) 多賀谷 一照 千葉大学名誉教授

(座長代理) 中村 伊知哉 iU(情報経営イノベーション専門職大学)学長

巽 智彦 成蹊大学法学部法律学科准教授

谷川 史郎 東京藝術大学客員教授

中川 郁夫 大阪大学招へい准教授

(株)エクスモーション フェロー

長田 三紀 情報通信消費者ネットワーク

西成 典久 香川大学経済学部観光・地域振興コース教授

根本 直子 早稲田大学大学院経営管理研究科教授

アジア開発銀行研究所エコノミスト

藤沢 久美 シンクタンク・ソフィアバンク代表

宮元 陸 加賀市長

## 【オブザーバー】

内閣官房郵政民営化推進室

金融庁

日本郵政株式会社

日本郵便株式会社